官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○セグロウリミバエの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令（農林水産五三）　一
〔法規的告示〕
○セグロウリミバエの緊急防除に関する告示の一部を改正する告示（農林水産一八一四）　一
〔その他告示〕
○皇居において新年一般参賀を行う件（宮内庁一五）　二
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三八九）
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務一四五）
○スーダン共和国における紛争の影響を受けた地域における小学校再開計画のための贈与に関する日本国政府と国際連合児童基金との間の書簡の交換に関する件（外務四四三）
○食糧援助に関する日本国政府とモーリタニア・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同四四四）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の口上書の交換に関する件（同四四五）
○保安林の指定をする件（農林水産一八一五～一八三〇）
○道路に関する件（中国地方整備局八四）
〔国会事項〕
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（群馬労働局最低賃金公示二～五）　三
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　三
〔叙位・叙勲〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一五〇）　三
〔皇室事項〕
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　三七
会社その他

省令

○農林水産省令第五十三号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、セグロウリミバエの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二日　農林水産大臣　鈴木　憲和

セグロウリミバエの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

セグロウリミバエの緊急防除に関する省令（令和七年農林水産省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和九年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。	附　則 （この省令の失効） **第二条**　この省令は、令和七年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附　則

この省令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

法規的告示

○農林水産省告示第千八百十四号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、令和七年農林水産省告示第四百十九号（セグロウリミバエの緊急防除に関する告示）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二日　農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
一　防除を行う区域　沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、伊江村、伊是名村、伊平屋村、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今帰仁村、東村及び読谷村 二　防除を行う期間　令和七年四月十四日から令和九年三月三十一日まで	一　防除を行う区域　沖縄県糸満市、浦添市、うるま市、沖縄市、宜野湾市、豊見城市、名護市、那覇市、南城市、嘉手納町、金武町、北谷町、西原町、南風原町、本部町、八重瀬町、与那原町、大宜味村、恩納村、北中城村、宜野座村、国頭村、中城村、今帰仁村、東村及び読谷村 二　防除を行う期間　令和七年四月十四日から令和七年十二月三十一日まで

附　則

この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。